平成２５年（フ）第３１号
福島県河沼郡柳津町大字小椿字川原乙867番地
債務者　田﨑　孝子（旧姓笠間）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
埼玉県富士見市鶴瀬東１丁目９番29―228号
債務者　飯塚　紀弥
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２５３号
埼玉県入間市大字上藤沢406番地　10―304
債務者　關　　徳幸
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２５４号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1347番地77
債務者　高橋　あや
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１２号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴750番地１
債務者　山田　又一
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２２０号
神奈川県平塚市豊田本郷1753番地の１　コーポコスモス103号、前住所神奈川県平塚市田村６丁目10番35号
債務者　淡野　浩二
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２３９号
神奈川県平塚市千石河岸13番16号　ジュネパレス平塚第７―302号
債務者　秦　　勝史
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４３号
神奈川県伊勢原市神戸598番地の１　神戸ハイム207号
債務者　佐藤　　敬
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６１号
静岡県三島市安久651番地の２　ヴィラ・ブルク205
債務者　水口　　学
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６９７号
名古屋市西区鳥見町１丁目22番地の２　ラポール鳥見101号
債務者　釣村　芳夫
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町44番地２　ひまわり団地１号棟205、前住所北海道虻田郡洞爺湖町高砂町79番地58　エクシードⅠ　２階201号室
債務者　浅利　敏貴
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
神奈川県厚木市戸室１丁目１番５号　武井ハイツ201
債務者　富岡　光明
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２３７号
神奈川県伊勢原市桜台２丁目22番１号　不二ビル303号
債務者　家城　桂子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３４号
新潟県胎内市二葉町７番15―315号
債務者　武藤　理恵
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３７号
岐阜県恵那市山岡町釜屋999番地１　山崎住宅第Ｃ号
債務者　堀尾　　忍
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３８号
岐阜県中津川市福岡962番地２　福岡荘11号室
債務者　恩田　由美
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第８９号
愛知県犬山市大字橋爪字国正68番地１　ソレーユ12―107
債務者　大村　和生
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部